

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第20回全体会議・ワークショップの概要

日 時 平成22年7月24日(土)午後1時33分～4時43分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員 飯島、五十嵐、内山、日下、古嶋、佐々木、嶋津、野口、橋本、平田、広辺、藤巻、
(敬称略) 吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 条例の素案の大項目「地域自治・コミュニティ」及び大項目「情報公開・情報共有」について

「第11回作業部会の記録シート」を基に文言の確認を行った。特に修正することはなかった。

イ 条例の素案の大項目「住民投票」について

「第11回作業部会の記録シート」を基に文言の確認を行い、以下のとおり修正することとなった。

○第11回作業部会で、内容「住民、議会及び町長は」に修正したが、住民投票による住民の政治的意思の決定については、町民のみなさんにも従ってほしいという理由から、再度「町民、議会及び町長は」に戻す。

○上記に伴い、考え方の「結果については住民のみならず町民全体で尊重しなければなりません」と、文言を追加する。

(2) ワークショップ

ア 大項目「まちづくり」の中項目「タウンミーティング」、「計画」、「安心安全」、「ボランティア」、「産業」、「福祉」、「環境」についてワークショップを行った。

各グループが発表した内容等については以下のとおりとなった。

Aグループ	平田(発表) 金子、野口、橋本
・「タウンミーティング」は「情報公開・情報共有」で述べている。	
・「計画」は「住民協働(住民参画)」で述べている。	
・「安心安全」は、「前文」で述べようとしている。	
・「ボランティア」は「地域自治・コミュニティ」の「NPO等」で述べている。	
・「産業」、「福祉」、「環境」は、他の法律や条例、規則などによって運用されているため、この条例にあえて表記する必要はないのではないか。	
→「まちづくり」はどこの項目にも入らないことを入れている項目である。残すなら、「タウンミーティング」と「計画」だが、大項目「まちづくり」自体を削除する。	

Bグループ	広辺（発表） 五十嵐、佐々木、藤巻
・「計画」と「タウンミーティング」を1つの中項目とし、計画を立てるときに住民協働で行う。町民の話をきちんと聴く機会としてのタウンミーティングであり、行政が聴く姿勢のことである。 ・「福祉・安心安全・環境」は、町民の役割を書くところである。町の役割を果たすが、足りない部分を町民に補完してもらう内容を書く。 ・「まちづくり」には、行政の役割と町民による補完について各項目として、中項目名を変えるか、中項目名を「まちづくり」とする。 ・「ボランティア」は「住民協働」にある。	
Cグループ	嶋津（発表） 飯島、内山、日下、古嶋、吉野
・中項目の定義を考えたところ、「タウンミーティング」は、他の項目と関連がないようである。それ以外の中項目については、「行政の責務」や「町民の責務」など、他の項目で述べられている。 ・「危機管理」は今まで他の項目で出ていなかったのが問題である。	

イ つくる会全体での調整

○「タウンミーティング」

・意思決定の場としている外国の自治体もあるが、この条例では、住民の意見を参考にし決定してほしいという考え。

・広聴の1つの手段。広聴としては、他に、地域懇談会、町長への手紙、町長との対話集会などがある。（仮）住民参画条例を制定する場合もある。

○「計画」

・行政が施策を計画する際に住民参画で、住民の意向を反映させて欲しいということである。

・「住民協働」で述べている。

○「安心安全」

・「理念」で述べている。

○「ボランティア」

・「地域自治・コミュニティ」で述べている。

○「産業」

・「前文」を議論する際に配慮する。

○「福祉」

・この条例に何を規定したいのか。規定すればやるべきことになるが、そういうものがない。（他の法律等で運用されている。）

○「環境」

・この条例に何を規定したいのか。規定すればやるべきことになるが、そういうものがない。（他の法律等で運用されている。）

・公共施設の美観については、町環境基本条例の策定が進められているので、そちらへの意見とする。

上記の理由のとおり、既に議論してきた項目の内容と関連があるなどの理由から、大項目「まちづくり」の7つの中項目については、すべて削除することとなった。

詳細については、議事録を参照してください。

全体での調整を受け、第12回作業部会で、「まちづくり」を条例の素案の大項目として項目立てするかどうかも含め、再度確認することになった。

(3) その他

ア 今後のスケジュール・条例の素案の前半に対する意見募集について

- (ア) つくる会が2ヶ月程度遅れているので、平成23年6月の定例議会に条例提案することを目標に、今後のスケジュールを見直した。このことについては、7月22日に行われた議会全員協議会でも報告したところである。
- (イ) 広報しらおか8月号で、条例の素案の「内容」を中心に記事を掲載し、住民から意見を募集する。また、参事課長職で組織する庁内検討委員会を立ち上げ、条例の素案の前半までを報告し、職員からも意見をいただく予定である。
- (ウ) 「前文」については、ワークショップで議論するのではなく、代表者に起草いただく。
- (エ) 第23回つくる会の日程が、「9月4日(土)午後1時30分～4時30分」→「9月5日(日)午前9時～正午」に変更となる。

イ 次回のワークショップについて

条例の素案の大項目「教育・次世代・子育て」の中項目「子育て」、「生涯学習」、「こども」について、各自が考えてくる具体的な内容・趣旨・考え方を基にワークショップを行う。

各自が考えてくるに当たり、牛山教授からは、「この条例では『こども』を町の特徴としているので、こどもに焦点を当てる場合の『生涯学習』はどうするのかなどを考えてくる。」というアドバイスをいただいた。

ウ その他

- (ア) 第15回から第18回までの概要・議事録及び第11回作業部会の概要について、内容等を確認し、意見等があれば7月30日(金)までをお願いする。
- (イ) 本日の会議終了後、第12回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

8月8日(日)午前9時から、庁舎の庁議室で行う。

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第20回全体会議及びワークショップ

- 1 日 時 平成22年7月24日（土）午後1時30分～4時30分
- 2 場 所 庁舎 4階 会議室403
- 3 内 容

全体会議では、作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「情報公開・情報共有」及び「住民投票」の各中項目の案を基に、内容や趣旨、その考え方等を確認します。

ワークショップでは、大項目「まちづくり」の各中項目の具体的な中身（内容）について、その内容や考え方等を議論します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
13:30	開会
13:30～13:40	あいさつ（「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長）
13:40～16:20 （適宜休憩）	1 全体会議（議長：内山会長） 条例の素案に盛り込む項目案の以下の大項目について、作業部会が修整した案を基に、内容や趣旨、その考え方等を確認します。 (1) 「情報公開・情報共有」 (2) 「住民投票」 2 3グループによるワークショップ ※作業内容については、裏面のとおりです。 (1) <u>皆さんが事前に行った宿題を基に</u>、大項目「まちづくり」の各中項目の具体的な中身（内容）について、その内容や考え方等を議論します。 (2) グループごとに発表します。
16:20～16:30	1 今後のスケジュールについて 2 その他
16:30	閉会

ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。特に、「**考え方**」を作成することは、「**条例の素案**」の内容が、**町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうか**を左右する重要な作業です。

「まちづくり」の中項目「**タウンミーティング**」、「**計画**」、「**安心安全**」、「**ボランティア**」、「**産業**」、「**福祉**」、「**環境**」の内容はどのようなものになるの？

以前、「まちづくり」を「町民がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す『協働のまち』を作り出す共同作業」と定義しました。

ここでの各中項目に共通するのは、**具体的な手続きや施策等を書くのではなく、『まちづくり』のためには、この条例で何を書いておくべきか**ということです。

今までに議論してきた項目同士の「関係性」（中項目「住民参画」や大項目「行政」等と関連付けて考える。）や「バランス」なども考慮しながら議論してください。なお、項目名や中身の見直しにより、中項目数が集約されることも想定されます。

ちなみに・・・

【**タウンミーティング**】は、地域で行われる集会のことで、町が町民の意見を聞く場となります。

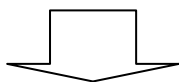
【**計画**】行政が「計画」と言えば「行政計画」のことです。行政は様々な計画を策定しなければなりません。ここでは「計画」の位置づけや、町政運営をしていく観点から、計画への参画等について明確にする項目です。

* * * * *

【「まちづくり」の各中項目の具体的な内容等について】

- ①「大項目「まちづくり」で挙げたそれぞれの中項目の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「別紙9」に記録します。

各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方等など）」について話し合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「別紙9」に**記録**してください。



特に、「**なぜ(考え方)**」に当たる部分は、メモ程度で結構ですので、必ず残してください。また、集約作業においても残してください。

- ② ①の作業で出した意見等を集約する作業を行います。

①の作業で出た意見等を基にして、グループとして**内容、趣旨、考え方**などを集約していきます。書記の方は、項目1つにつき1シートを使用して**清書**してください。（※別紙9を提出）。



- ③ どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その**内容、趣旨、考え方**などについて発表を行います。

②の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



終了です。お疲れさまでした！



第11回作業部会の記録シート(H22.7.13)

大項目 地域自治・コミュニティ 中項目 地域活動と地域自治組織 H22.7.13 現在

1 内容 文章化してください。

【6/14第9回及び6/25第10回作業部会の案】

町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。
自治組織とは、地域単位で活動している組織を始め、NPOなど町内で自主的な活動をしている組織を言います。
町は、自治組織の役割を重視し、協働のパートナーとして活動を支援するとともに、まちづくりへの参画に努めるものとします。

【7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「自治組織」だと町も含むが、ここでは小さい単位の「地域での自治組織」のことを言っている。→「地域自治組織」とする。
- ☐ 「地域単位で活動している組織を始め」→「地域単位で活動している組織及び」 文言整理
- ☐ 町が何の活動を支援するのかを明確にするため、文章を入れ替える。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。
地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。
町は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援するとともに、まちづくりへの参画に努めるものとします。

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【6/14第9回及び6/25第10回作業部会の案】

地域自治とコミュニティの原点である地域活動、及び自治組織を明確にした項目です。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

地域自治とコミュニティの原点である地域活動、及び地域自治組織を明確にした項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【6/14第9回及び6/25第10回作業部会の案】

地域活動には、地域での趣味の集まりや親睦団体による活動、またボランティア活動や、町が設置した行政区から発展した自治活動など、幅広い活動を含み、それぞれの活動を通じてコミュニティが確立されています。

町民が自己実現を目指して行うさまざまな地域活動を通じ、地域の課題が見えてくるので、その自己実現の活動をさらに発展させ、今度は地域自治の担い手として、地域の人々と協力してコミュニティを確立しながら、地域課題の解決を図っていくことが求められています。

そうすることで、自治を体現できる人材が育成され、ひいては行政運営の場でも活動することが期待されます。そのため、町民は自らが学習し、向上、成長していく必要があります。

地域自治の基本的な考え方は、「町民が自発的・主体的に地域づくりに関わる」ことであり、既に多くの活動が行われています。自治組織とは、町が設置した行政区から発展してきた自治活動や自治会及びNPOなどを行っている組織のことです。で掲げた地域活動のうち、自治的な活動を行っている組織について書いています。

「自治体の自治」と「地域自治」は、自治を実現するための両輪であり、相互に向上することも可能となるため、町は、これらの自治組織を協働の重要なパートナーと考えています。町は、行政区の自治活動などの自主性を尊重しつつ、自治組織として育成、発展させるため、支援を高める必要があります。また、地域の代表・リーダーでもある行政区長も、自治のパワーを向上させるためには、地域住民と力を合わせ、積極的に進める必要があります。

「行政区」とは…町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るために、「白岡町行政区設置規則」で設置した、町の地域を画した区域(エリア)のことであり、政令市での「区」とは区別しています。

(参考)白岡町行政区設置規則から

第1条 町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るため、町の地域を画して行政区を設置する。

第2条 行政区の名称及び区域は、別表のとおりとする。

第3条 既存の行政区から新たに行政区を設置する場合における新設行政区の世帯数は、おおむね200世帯とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第4条 行政区に行政区長及び区長代理者(以下「行政区長等」という。)をそれぞれ1名置く。ただし、行政区の実情により、区長代理者の数を増員することができる。

2 前項ただし書の規定により区長代理者を増員させる場合の基準は、おおむね100世帯ごとに1名とする。

3 行政区長等は、当該行政区の推薦により町長が委嘱する。

第5条 行政区長は、行政区を代表し、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 地域住民に対する連絡事項の伝達及びその周知徹底に関すること。

(2) 町の広報紙、回覧文書等の配布に関すること。

(3) その他町長が必要と認めた事項

2 区長代理者は、行政区長を補佐し、行政区長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条 行政区長等の任期は、2年とする。ただし、補欠による行政区長等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 行政区長等は、再任されることができる。

3 行政区長等は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第7条 町は、行政区に対して、毎年度予算の範囲内において運営費を交付するものとする。

第8条 行政区長等の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年白岡町条例第5号)の定めるところによる。

第9条 この規則に定めるもののほか、行政区に関し必要な事項は、町長が別に定める。

以下、省略

自治会とは、市町村内の住民等によって自発的に組織された、生活を運営するための任意団体(法人化した地縁団体等も含む)。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

地域活動には、地域での趣味の集まりや親睦団体による活動、またボランティア活動や、町が設置した行政区から発展した自治活動など、幅広い活動を含み、それぞれの活動を通じてコミュニティが確立されています。

町民が自己実現を目指して行うさまざまな地域活動を通じ、地域の課題が見えてくるので、その自己実現の活動をさらに発展させ、今度は地域自治の担い手として、地域の人々と協力してコミュニティを確立しながら、地域課題の解決を図っていくことが求められています。

そうすることで、自治を体現できる人材が育成され、ひいては行政運営の場でも活動することが期待されます。そのために、町民は自らが学習し、向上、成長していく必要があります。

地域自治の基本的な考え方は、「町民が自発的・主体的に地域づくりに関わる」ことであり、既に多くの活動が行われています。地域自治組織とは、町が設置した行政区から発展してきた自治活動や自治会及びNPOなどを行っている組織のことです。で掲げた地域活動を行っている団体のうち、自治的な活動を行っている組織を言います。

「自治体の自治」と「地域自治」は、自治を実現するための両輪であり、相互に向上することも可能となるため、町は、これらの地域自治組織を協働の重要なパートナーと考えています。町は、行政区の自治活動などの自主性を尊重しつつ、地域自治組織として育成、発展させるため、支援を高める必要があります。また、地域の代表・リーダーでもある行政区長も、自治のパワーを向上させるため、地域住民と力を合わせ、積極的に自治活動を進める必要があります。

「行政区」とは…町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るために、「白岡町行政区設置規則」で設置した、町の地域を画した区域(エリア)のことであり、政令市での「区」とは区別しています。

このシートを提出してください。

第11回作業部会の記録シート(H22.7.13)

大項目 情報公開・情報共有 中項目 公開と提供・共有の原則 H22.7.13 現在

1 内容 文章化してください。

【6/25第10回作業部会の案】

町は、町民の町政への参加促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開します。また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。

町民は、自治組織の中で保有する、地域の運営に関する情報を公開するように努めます。

町は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。

【7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

□ 「自治組織」→「地域自治組織」

□ の主語をどうするのか？

・「町民は」…町民にまちづくりの情報提供を求める。

・「地域自治組織は」…行政区等に対して努力義務を課すのか。

→「地域自治組織は、活動への参加促進と説明責任を果たすため、団体の活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。」 仮確定

□ 町内会等の地域自治組織が保有する個人情報の取り扱いについて

・個人情報について、仕事に関する情報は出すべきである。

・地域自治組織が「収集する情報」、「保有する情報」、「公開すべき情報」とは何か、を明確に。

・氏名・住所・年齢・性別…基本4情報(公開は難しい。)

・個人情報は除かれるという項目を別に立てるのか。

□ 個人情報…民間まで広げるのか。

…地域自治組織ではどうするのか。

→作業部会で再検討。

・ここでは、公開・提供・共有の注意事項として個人情報を書くのか。

・公開と提供・共有の原則以外の個人情報について別項目立てをするのか。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町は、町民の町政への参加促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開します。また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。

地域自治組織は、活動への参加促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。

前2項の情報の公開・提供に当たっては、町と地域自治組織は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【6/25第10回作業部会の案】

町(行政・議会)や自治組織が保有している情報の公開と提供・共有の原則について明確にする項目です。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町(行政・議会)や地域自治組織が保有している情報の公開と提供・共有の原則について明確にする項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【6 / 25第10回作業部会の案】

町は、広報紙その他で情報を公開しておりますが、「町民の権利」の中項目にある知る権利を保障するためにも、町民が知りたい情報について、白岡町情報公開条例の第3条の規定に基づき、積極的に提供していく必要があります。

まちづくりには、町民・議会・行政の三者が協働することが不可欠ですので、町は情報を提供し、町民と共有することで、町政運営に関心を持ってもらう必要があります。町政に関心が向けば、具体的なまちづくりの活動、行動につながっていくと考えるからです。

地域で行う自治活動、町内会(氏子)、NPO等の活動の中で、共有する情報を整理して、町民同士が情報を共有できるようになることが、地域の自治を進める上で重要です。知りたい情報は、町にだけあるのではなく、地域にもあるので、それを積極的に発信し、その情報を町民も共有していこうという想いがあります。

、町も自治組織も、現に情報を提供していると思いますが、一方通行の情報提供だけでなく、さらに町と町民や町民同士、また自治組織同士という双方向の情報提供ができれば、これをきっかけにして、コミュニティが活性化し、広がると考えます。そこで、町は、広報しらおかやホームページをさらに充実させ、発せられた情報を双方向で議論できるようなしくみを検討する必要があります。

個人情報については、個人の権利や利益を保護する観点から、白岡町個人情報保護条例に基づき、保護するものとします。

「白岡町情報公開条例」から抜粋

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、町政情報は原則として公開するものとし、町民の町政情報の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

実施機関は、町政情報の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

「白岡町個人情報保護条例」から抜粋

(目的)

第1条 この条例は、町民の自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【7 / 4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 情報を公開するというより、発信(提供)・共有に重点を置いている項目である。
- ☐ 自分の地域でも自治活動をどのように行っているかについて知らないことが多く、そういう情報を共有することで、地域自治組織の活動を促進したい。

【7 / 13 第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

「情報の公開」については、すでに行っています。「情報の提供・共有」は、積極的に情報を発信し、共有することでまちづくりにつなげようという意味で使用しています。

町は、白岡町情報公開条例に基づき情報を公開しておりますが、「町民の権利」の中項目にある知る権利を保障するためにも、町民が知りたい情報について、広報紙その他で積極的に提供していく必要があります。

まちづくりには、町民・議会・行政の三者が協働することが不可欠ですので、町はまちづくりに関する情報を提供し、町民と共有することで、町政運営に関心を持ってもらう必要があります。町政に関心が向けば、具体的なまちづくりの活動、行動につながっていくと考えるからです。

地域で行う自治活動、自治会、NPO等の活動の中で、共有する情報を整理して、町民同士が情報を共有することが、地域の自治を進める上で重要です。また、情報を共有することで組織運営の透明性も図れます。知りたい情報は、町にだけあるのではなく、地域にもあるので、それを積極的に発信し、その情報を町民も共有していこうという想いがあります。

なお、ここで提供し、共有していこうとしている情報は、地域自治組織の活動状況などです。提供する情報は各組織の裁量によって個別に判断するものです。

、町も地域自治組織も、現に情報を提供していると思いますが、一方通行の情報提供だけでなく、さらに町と町民や町民同士、また地域自治組織同士という双方向の情報提供ができれば、これをきっかけにして、コミュニティが活性化し、広がると考えます。そこで、町は、広報しらおかやホームページをさらに充実させ、発せられた情報を双方向で議論できるようなしくみを検討する必要があります。

町も地域自治組織も、個人の権利や利益を保護する観点から、情報の公開や提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律や白岡町個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いに十分注意し、保護するものとします。

なお、個人情報の保護については、大項目「行政」や「議会」等の中項目に個別に書くのではなく、ここに集約しました。

このシートを提出してください。

第11回作業部会の記録シート(H22.7.13)

大項目 住民投票 中項目 住民投票

H22.7.13 現在

1 内 容 文章化してください。

【6/25第10回作業部会の案】

町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。

本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。

議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。

町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

【7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

□ 町長の発議権について。

…町長は自分で政策提案し、実施することができるはず。→残す(議会、住民とのバランス等)。

□ 議決の要件について

・年齢要件…18歳or20歳or16歳

・国にない制度について規定する。(地方分権)

国の制度 20歳…参政権(成人年齢)

18歳…国民投票法

・重要事項→18歳(幅広い人たちに参加してもらう。)

→20歳(慎重にしたい。)

18歳

□ 住民から発議する場合の要件

1/3…議会を飛ばして住民投票を実施。(白岡町の現在の有権者13,000人以上+18歳以上の人数)

リコール、議会を解散できるのも1/3…同じくらいの重み

□ 「その議決」…過半数

□ ~ そのまま活かす。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。

本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。

議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。

町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

住民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【6/25第10回作業部会の案】→【7/13第11回作業部会の案】

住民投票ができる場合の発議要件等について明確にしている項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【6 / 25第10回作業部会の案】

住民の参画には、パブリックコメントや町長への手紙制度などがあり、住民意向調査でも住民の意思を問うことが行われてきました。住民意向調査は、「アンケート調査」ですが、町政の重要課題について行う住民投票は、「投票」という選挙の形式によることで、住民の意思が重要なものと受け止めるものです。

住民自らが町政の重要事項を判断し、町の将来の方向性を決めることに関わることが住民自治の基本であり、民主主義の基本でもあります。また、自らが町政へ参加することになる住民投票は、自治に対する意識を高める手段として必要だと考えます。一方、行政にとっても、住民投票を経て町政運営を行うことを規定することで、良い意味での緊張感が生まれ、結果として町政の執行に信頼関係を保ち、安定的な町政運営につながります。

しかし、地方自治は間接民主主義が原則で、住民投票はそれを補完し、自治を充実させるものです。

したがって、むやみに住民投票を実施すべきではありません。そのための一定要件を課し、ハードルを設けることが重要です。

～ 町長、住民、議会のそれぞれが、住民の意思を町政に反映させることが大事であると認める町政に関する重要事項について、発議要件を整えば住民投票が行えることとし、その場合の要件を明記しています。住民投票に付すべき町政に関する重要事項としては、他市町との合併など、住民の生活に重要な影響を与える事項などであり、これらに限定すべきです。しかし、住民からの発案の場合、相当数の要求があればそれを持って重要と判断することができますと言えます。

町長自らが住民投票を発議し、積極的に住民の声を聴こうとすることは、町政運営には重要なことです。

この条例で定義した「町民」の中には、白岡町内に住所を有しない人も含んでいますが、町政の運営で特に影響があるのは、白岡町に住所を有する住民ですので、ここでは、「住所を有する者」に限定しています。

地方自治法で、議会の解散、議員や長の解職請求に、選挙権を有する者の3分の1という規定がありますので、これに準じて「3分の1以上」としました。また、満18歳以上の者であれば、国民投票ができる年齢になっておりますし、十分な判断力があると考えます。未来の白岡町を担う世代の意見を聴くことも重要ですので、住民投票ができることとしました。

議員は住民によって、選挙で選ばれています。その集合体である議会が議決して発議することは、重要な課題であると言えます。

議会の発議でも、住民の発議でも、町長はその事実を真摯に受け止め、住民投票を実施するのが望ましい姿だと考えます。

住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については尊重しなければなりません。

この条例の中では住民投票にかかる具体的な手続き等のすべてを詳細に規定することはできないので、別の条例で定めるものとします。

【7 / 4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

□ 議決の要件について

・重要事項→18歳(幅広い人たちに参加してもらう。)

□ 住民から発議する場合の要件

1 / 3・・・議会を飛ばして住民投票を実施。 リコール、議会を解散できるのも1 / 3・・・同じくらいの重み

□ 考え方「しかし～」の3行・・・住民の意向を聴くのが大事と言っているが後ろ向きの内容である。

→「適正に住民投票が執行されるために」など 作業部会で再検討

□ 「町政の運営で特に影響があるのは、白岡町に住所を有する住民」→この条例で定義した「町民」では、白岡町に通う人なども含み、投票できる人を特定できないため、文言を修正する。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

住民の参画には、パブリックコメントや町長への手紙制度などがあり、住民意向調査でも住民の意思を問うことが行われてきました。住民意向調査は、「アンケート調査」ですが、町政の重要課題について行う住民投票は、「投票」という選挙の形式によることで、住民の意思が重要なものと受け止めるものです。

住民自らが町政の重要事項を判断し、町の将来の方向性を決めることに関わることは、住民自治の実現のため、重要な事です。また、住民自らが町政へ参加することになる住民投票は、自治に対する意識を高める手段として必要だと考えます。一方、行政にとっても、住民投票を経て町政運営を行うことを規定することで、良い意味での緊張感が生まれ、結果として町政の執行に信頼関係を保ち、安定的な町政運営につながります。

～ 町長、住民、議会のそれぞれが、住民の意思を町政に反映させることが大事であると認める町政に関する重要事項について、発議要件が整えば住民投票が行えることとし、その場合の要件を明記しています。住民投票に付すべき町政に関する重要事項としては、他市町との合併など、住民の生活に重大な影響を与える事項などであり、これらに限定すべきです。しかし、住民からの発案の場合、相当数の要求があればそれを持って重要と判断することができると言えます。

町長自らが住民投票を発議し、積極的に住民の声を聴こうとすることは、町政運営には重要なことですので、あえて明記しています。

この条例で定義した「町民」の中には、白岡町内に住所を有しない人も含んでいますが、投票できる人を特定することが難しいため、ここでは「白岡町に住所を有する住民」に限定しています。

住民投票を適正に執行するために、一定要件を課すものとして、地方自治法では、議会の解散、議員や長の解職請求に、選挙権を有する者の3分の1という規定がありますので、住民投票も同じ程度の重要性を持つと考え、これに準じて「3分の1以上」としました。

年齢要件については、未来の白岡町を担う世代の意見を聴くことは重要ですし、満18歳以上の者であれば、国民投票ができる年齢になっておりますので、十分な判断力があると考え、住民投票ができることとしました。

議員は住民によって、選挙で選ばれています。その集合体である議会が議決(過半数以上)して発議することは、重要な課題であると言えます。

議会の発議でも、住民の発議でも、町長はその事実を真摯に受け止め、住民投票を実施するのが望ましい姿だと考えます。

住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については尊重しなければなりません。

この条例の中では住民投票にかかる具体的な手続き等のすべてを詳細に規定することはできないので、別の条例で定めるものとします。

このシートを提出してください。

条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シート (H22.7.24現在)

1 大項目	まちづくり
2 中項目	
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など 完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>	
5 その理由(考え方・説明・意義など) ・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など	
6 議論の経過・経緯の記録	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項	

「中項目」の数が多いと思う場合は、適宜項目を集約し、このシートを提出してください。

「(仮称) 白岡町自治基本条例 (白岡町まちづくり条例)」に盛り込む
項目案の検討・修正状況

大 項 目	中 項 目
前文	立地、まちの目指す姿、現況
総論	1 理念、2 目的、3 (定義) ～町民、住民協働、まちづくり
町民	1 町民 (定義)、2 権利、3 責務
住民協働	1 定義、2 住民参画
行政	1 行政の責務、2 町長の責務、3 職員の責務、4 行政運営
議会	1 議会の責務、2 議員の責務
VI 地域自治・コミュニティ	1 地域活動と自治組織
VII 情報公開・情報共有	1 公開と提供・共有の原則
VIII 住民投票	1 住民投票
IX まちづくり	タウンミーティング、計画、安心安全、ボランティア、産業、福祉、環境
X 教育・次世代・子育て	子育て、生涯学習、こども
XI 改廃	改廃

※注1 点線枠内の項目は全体会議で未だ検討されていない項目

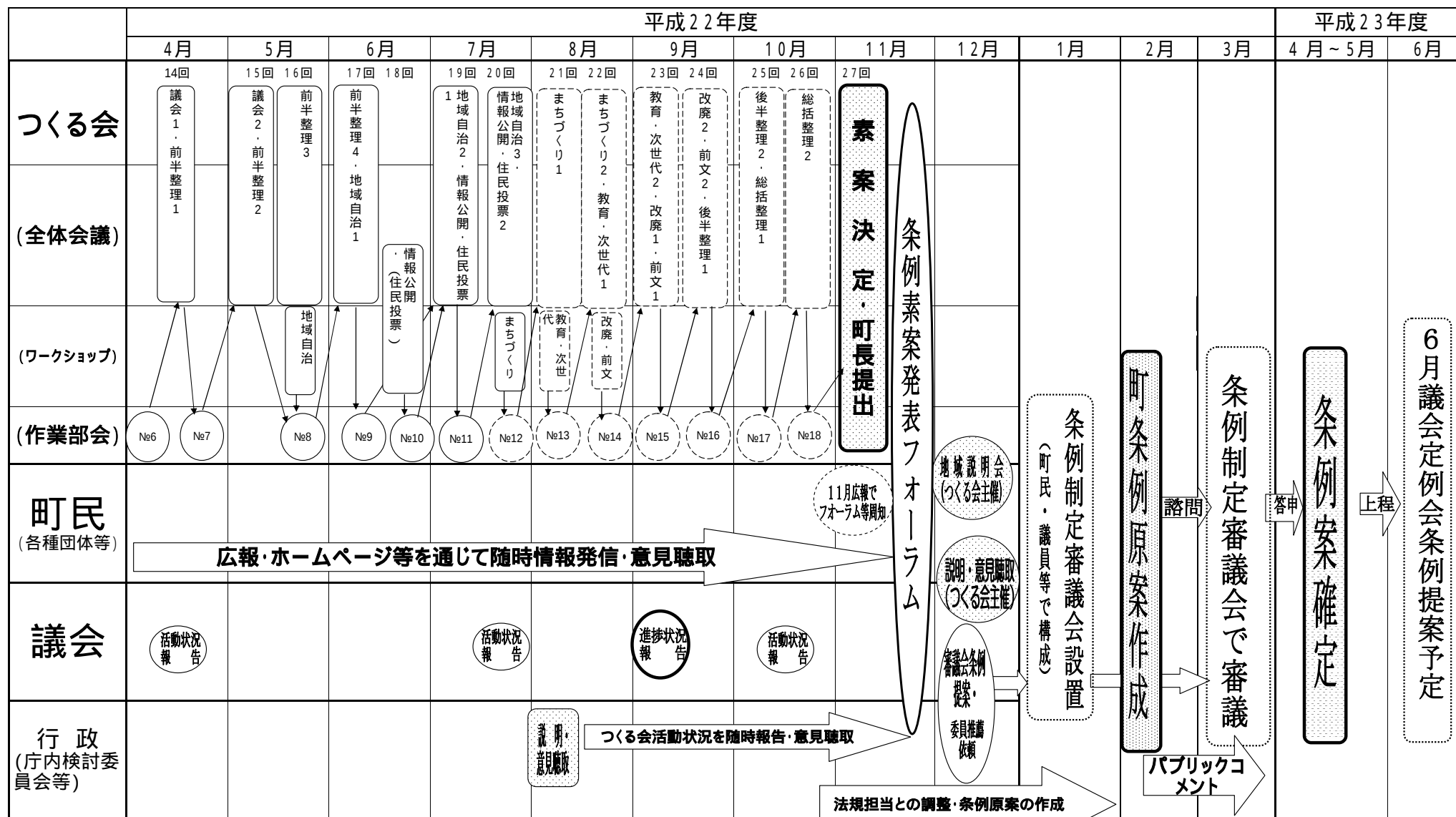
2 太字は検討が終了した項目

3 条例に盛り込む項目案は、第8回会議で決定しましたが、その後の検討により修正等があったものは、第19回会議までの結果に置き換えてあります。

※検討事項

最後に検討する「前文」は、箇条書きの文章と違って、各委員の宿題をワークショップでまとめることは困難と思われる。数名の委員に起草してもらって、全体会で検討したらどうか。また、書く時間も長めに取ったほうがいいと思われる。

「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）」が制定されるまでの工程表（見直し案） * 7/8作成



「つくる会」

会議日程の変更について

【変更後】 変更のあるところは網掛け

	日	変更後	時 間	会 場
第23回	9月4日(土)	9月5日(日)	午前9時～正午	会議室403